第933号（平成26年12月５日発行）	発行日　５日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区港町１丁目１番地

目　　次

頁

［告示］

△　横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】　3
△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】　4
△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】　5
△　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】　6
△　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局介護事業指導課】　7
△　地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】　8
△　横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】　9
△　同　【建築局都市計画課】　10
△　同　【建築局都市計画課】　11
△　同　【建築局都市計画課】　12
△　同　【建築局都市計画課】　13
△　同　【建築局都市計画課】　14
△　同　【建築局都市計画課】　15
△　横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更【建築局都市計画課】　16
△　横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】　17
△　同　【建築局都市計画課】　18
△　平成26年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定【港湾局管財第一課】　19

［公告］

△　特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】　20
△　特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】　22
△　土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】　24
△　同　【環境創造局水・土壌環境課】　25
△　横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】　26
△　公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】　27
△　排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】　29
△　排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】　30
△　横浜国際港都建設公園事業に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】　31
△　同　【建築局都市計画課】　32
△　横浜国際港都建設公園事業の施行【建築局都市計画課】　33
△　同　【建築局都市計画課】　34
△　開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】　35

△　　同　　【建築局調整区域課】　36
△　　同　　【建築局調整区域課】　37
△　　同　　【建築局調整区域課】　38
△　　同　　【建築局調整区域課】　39
△　　同　　【建築局調整区域課】　40
△　　同　　【建築局調整区域課】　41
△　　同　　【建築局調整区域課】　42
△　建築基準法に基づく道路の指定【建築局建築情報課】　43
△　建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】　44
△　　同　　【建築局調整区域課】　45
△　建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】　46
△　　同　　【建築局建築道路課】　47
△　　同　　【建築局建築道路課】　48
△　　同　　【建築局建築道路課】　49
［達］
△　横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局医療安全課】　50
［区告示］
△　認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】　52
△　　同　　【緑区地域振興課】　53
［水道局］
△　指定給水装置工事事業者の指定【保全課】　54
［交通局］
△　横浜市交通局企業職員就業規程等の一部を改正する規程【職員課】　56
［正誤］　60

告示

横浜市告示第 670 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和25年８月横浜市条例第34号）第29条の４の３第１項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

平成26年12月５日

横浜市長　林　　文　子

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成26年10月20日	公益社団法人横浜市民施設協会	青葉区美しが丘五丁目13番地の５	平成26年２月１日
平成26年10月20日	特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・ほどがや	保土ケ谷区川辺町２番地の２	平成26年３月１日から平成31年２月28日まで
平成26年10月24日	公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団	中区元浜町２丁目13番地	平成26年４月１日
平成26年10月24日	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	港北区鳥山町 1,752 番地	平成26年１月１日
平成26年10月24日	公益社団法人鶴見法人会	鶴見区鶴見中央四丁目36番１号	平成26年１月１日

横浜市告示第671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成26年12月1日	Melk横浜Office	神奈川区栄町2番地の5	就労移行支援
平成26年12月1日	森の泉　訪問介護　中事業所	中区相生町5丁目86番地	居宅介護・重度訪問介護
平成26年12月1日	東電さわやかケア馬車道・訪問介護	中区太田町4丁目49番地	居宅介護
平成26年12月1日	ウェルビー新横浜駅前センター	港北区新横浜二丁目5番地の19	就労移行支援
平成26年12月1日	グループホームアガペ	南区中村町5丁目316番地の142	共同生活援助
平成26年12月1日	ケアホームこもれび	南区東蒔田町9番地の9	共同生活援助
平成26年12月1日	ほっぷ	栄区上郷町1,036番地の2	共同生活援助

横浜市告示第672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地
平成26年12月1日	ＡＩＭ　コンサルテーションサポート	南区真金町2丁目22番地の15
平成26年12月1日	千手	都筑区葛が谷14番7号

横浜市告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
平成26年10月31日	ハウスF	都筑区中川三丁目28番16号	共同生活援助

横浜市告示第674号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社カスタムメディカル研究所	小規模多機能型居宅介護事業所きずな	南区花之木町1丁目15番地の5	平成26年12月1日	小規模多機能型居宅介護
株式会社カスタムメディカル研究所	グループホーム　はなの木	南区花之木町1丁目15番地の5	平成26年12月1日	認知症対応型共同生活介護
社会福祉法人幸済会	高齢者グループホーム　三幸の園	旭区西川島町127番地の1	平成26年12月1日	認知症対応型通所介護
株式会社日本アメニティライフ協会	花物語おんだ	青葉区恩田町3,114番地の1	平成26年12月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

横浜市告示第675号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のように地籍調査を行う。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　事業計画が公示された年月日

平成26年11月18日

2　調査を行う者の名称

横浜市

3　調査地域

戸塚区平戸一丁目及び平戸四丁目

4　調査期間

平成26年12月5日から平成27年3月31日まで

横浜市告示第676号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画東寺尾六丁目特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
東寺尾六丁目特別緑地保全地区	約 0.9 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第677号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画片倉三丁目特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
片倉三丁目特別緑地保全地区	約 1.0 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第678号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画恩田町特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
恩田町特別緑地保全地区	約 4.2 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第679号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画恩田町九郎治谷特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
恩田町九郎治谷特別緑地保全地区	約 0.7 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第680号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画恩田町番匠谷特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
恩田町番匠谷特別緑地保全地区	約 1.4 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第681号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画鉄町冨士塚台特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
鉄町冨士塚台特別緑地保全地区	約 0.8 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第682号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画阿久和南一丁目特別緑地保全地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
阿久和南一丁目特別緑地保全地区	約 1.3 ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第683号

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画生産緑地地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

横浜国際港都建設計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約307.0 ha	鶴見区梶山一丁目地内において、箇所番号4の区域を廃止 神奈川区羽沢南一丁目地内において、箇所番号30の区域を縮小 神奈川区羽沢南二丁目地内において、箇所番号31の区域を拡大 港南区上永谷四丁目地内において、箇所番号19の区域を廃止 保土ケ谷区仏向町地内において、箇所番号52の区域を拡大、箇所番号31の区域を縮小及び箇所番号102の区域を廃止 保土ケ谷区峰沢町地内において、箇所番号21、120の区域を縮小 旭区さちが丘地内において、箇所番号123の区域を廃止 旭区下川井町地内において、箇所番号7の区域を廃止 旭区白根三丁目地内において、箇所番号39、40の区域を廃止 旭区中希望が丘地内において、箇所番号111、157の区域を廃止 金沢区富岡東三丁目地内において、箇所番号4、5、6の区域を廃止 港北区大倉山四丁目地内において、箇所番号139の区域を廃止 港北区大曽根二丁目地内において、箇所番号143の区域を廃止 港北区鳥山町地内において、箇所番号182の区域を廃止 港北区箕輪町三丁目地内において、箇所番号236の区域を廃止 港北区師岡町地内において、箇所番号223の区域を縮小及び区域を変更 緑区長津田みなみ台一丁目地内において、箇所番号504の区域を廃止 緑区三保町地内において、箇所番号507の区域を廃止 青葉区あざみ野南一丁目地内において、箇所番号451の区域を廃止 青葉区あざみ野南二丁目地内において、箇所番号452の区域を廃止 青葉区あざみ野南四丁目地内において、箇所番号84の区域を縮小及び箇所番号510の区域を廃止 青葉区荏田北一丁目地内において、箇所番号123の区域を廃止 青葉区荏田西二丁目地内において、箇所番号169、174の区域を廃止 青葉区荏田西三丁目地内において、箇所番号457の区域を縮小及び箇所番号182の区域を廃止 青葉区荏田西四丁目地内において、箇所番号185、523の区域を廃止 青葉区田奈町地内において、箇所番号256の区域を拡大 都筑区荏田南四丁目地内において、箇所番号488の約540㎡を追加 都筑区川向町地内において、箇所番号362の区域を縮小 都筑区仲町台四丁目地内において、箇所番号303の区域を廃止 都筑区東山田一丁目地内において、箇所番号45の区域を縮小 戸塚区柏尾町地内において、箇所番号137の区域を廃止 戸塚区鳥が丘地内において、箇所番号36の区域を縮小 戸塚区深谷町地内において、箇所番号57の区域を縮小及び箇所番号54、56の区域を廃止 栄区飯島町地内において、箇所番号12の区域を廃止 泉区和泉中央南一丁目地内において、箇所番号81、84の区域を縮小 泉区和泉中央南三丁目地内において、箇所番号72の区域を廃止 泉区和泉町地内において、箇所番号64、65の区域を縮小 泉区岡津町地内において、箇所番号36、153の区域を拡大 泉区新橋町地内において、箇所番号30の区域を廃止 泉区中田東三丁目地内において、箇所番号111の区域を縮小及び区域を変更 泉区中田東四丁目地内において、箇所番号108の区域を廃止 瀬谷区相沢二丁目地内において、箇所番号233の区域を拡大並びに箇所番号194の区域を縮小及び区域を変更 瀬谷区相沢三丁目地内において、箇所番号60の区域を廃止 瀬谷区相沢四丁目地内において、箇所番号170の区域を廃止 瀬谷区東野地内において、箇所番号67の区域を廃止 瀬谷区中屋敷一丁目地内において、箇所番号241の約640㎡を追加 瀬谷区橋戸三丁目地内において、箇所番号171の区域を廃止 瀬谷区本郷一丁目地内において、箇所番号34の区域を廃止 瀬谷区宮沢二丁目地内において、箇所番号140の区域を縮小

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 684 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月５日

横浜市長　林　　文　子

横浜国際港都建設計画道路中３・４・14号三ツ境下草柳線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	３・４・14	三ツ境下草柳線	旭区東希望が丘	瀬谷区本郷一丁目（大和市界）	瀬谷区二ツ橋町	約 3,840 m	地表式	２車線	18m	環状３号線と立体交差 幹線街路と平面交差３箇所	路線の幅員11～18m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 685 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月５日

横浜市長　林　　文　子

横浜国際港都建設計画道路中３・３・11号環状３号線及び３・５・６号瀬谷地内線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	３・３・11	環状３号線	磯子区杉田五丁目	都筑区佐江戸町	磯子区洋光台六丁目 港南区港南台六丁目 泉区中田町 瀬谷区二ツ橋町 旭区都岡町 緑区寺山町	約 28,280 m	地表式	４車線	22m	京急本線と立体交差 ＪＲ根岸線と立体交差 ＪＲ東海道本線と立体交差 ＪＲ横須賀線と立体交差 市営地下鉄１号線と立体交差 相鉄いずみ野線と立体交差 ＪＲ東海道新幹線と立体交差 相鉄本線と立体交差 ＪＲ横浜線と立体交差 自動車専用道路と立体交差２箇所 幹線街路横浜鎌倉線と立体交差 幹線街路桂町戸塚遠藤線と立体交差 幹線街路横浜藤沢線と立体交差 幹線街路国道１号線と立体交差 幹線街路鴨居上飯田線と立体交差 幹線街路三ツ境下草柳線と立体交差 幹線街路川崎町田線と立体交差 幹線街路と平面交差15箇所	路線の幅員22～34m
	なお 支線１号線 支線２号線 支線３号線 支線４号線		戸塚区戸塚町 戸塚区汲沢町 栄区小菅ケ谷町 栄区小菅ケ谷町	戸塚区戸塚町 戸塚区汲沢町 栄区小菅ケ谷町 栄区小菅ケ谷町		約 280 m 約 350 m 約 260 m 約 180 m	地表式 地表式 地表式 地表式		13m 13m 13m 13m		
幹線街路	３・５・６	瀬谷地内線	瀬谷区瀬谷一丁目	瀬谷区東野	瀬谷区二ツ橋町	約 1,050 m	地表式	２車線	15m	相鉄本線と立体交差 幹線街路と平面交差２箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 686 号

平成26年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定

横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和55年３月横浜市条例第８号）第４条第１項に規定する負担対象工事として、次のとおり指定する。

平成26年12月５日

横浜市長　林　文　子

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担の割合	負担区域	負担金の額の計算の基礎となる当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	緑地の建設・改良工事	みなとみらい21地区	平成26年３月31日	円 277,033,850	1/16	横浜港臨港地区及び予定埋立区域	㎡ 23,948,195.80
港湾環境整備施設の維持の工事	緑地の維持工事	大黒ふ頭、みなとみらい21地区、山下ふ頭、本牧ふ頭、南本牧ふ頭、金沢地区ほか		257,570,345	1/2 1/4 1/8	横浜港臨港地区	23,462,468.78
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	海面清掃工事	横浜港港湾区域		124,493,088	1/2	横浜港臨港地区及び横浜港港湾区域	25,103,651.16
	沈船処理工事			7,813,050			

公 告

横浜市公告第 866 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年12月５日

横浜市長　林　　文　子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年11月12日	ＮＰＯ法人学童保育たんぽぽ	瀧野澤　繁	港南区笹下五丁目12番15号	この法人は、保育が必要な小学校児童に対して、安全な生活の場を築くための事業を行い、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、保護者が安心して就労できる環境を整え、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。
平成26年11月14日	特定非営利活動法人すこやかサポート横浜	細谷雄大	港北区大豆戸町60番地の１	この法人は、地域の児童及びその保護者に対して、児童が放課後、安心して過ごせる居場所づ

				くりに関する事業を行い、放課後児童の健全育成に寄与することを目的とする。
平成26年11月18日	特定非営利活動法人パノラマ	石井正宏	中区相生町３丁目61番地	この法人は、就労に困難を抱える若者及び生活困窮のリスクを抱え対するし若者等に対して、無業状態にあった陥らせない予防支援のための就労機会の提供等に関する事業を行い、すべての若者が社会的、経済的に自立する機会を獲得する支援をめざすことを目的とする。

横浜市公告第867号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成26年11月20日	特定非営利活動法人竹の里人	角田辰雄	都筑区折本町1,331番地	変更前	この法人は、高齢者及び障害者等に対して、介護保険法及び障害者自立支援法に基づくサービスに関する事業を行う他、地域生活支援、社会参加促進、余暇活動支援等に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
				変更後	この法人は、高齢者及び障害者等に対して、介護保険法及び障害者の日常生活

					生活困窮者に対する生活に関する相談を行うとともに、社会福祉法に基づく社会参加の促進を図るための支援事業、就労支援事業、子どもの学習支援事業、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給、社会的孤立を含む地域における生活困窮者の自立の促進を図るための地域活動の支援、社会参加の機会の提供、就労の機会の提供、就労に関する相談、就労に関する情報の提供、就労に関する技術の習得の支援、就労に関する知識の習得の支援、就労に関する能力の向上の支援、就労に関する意欲の増進の支援、就労に関する適性の発見の支援、就労に関する職業の紹介、就労に関する職業の斡旋、就労に関する職業の紹介の事業、就労に関する職業の斡旋の事業、就労に関する職業の紹介の事業の実施を目的とする。

横浜市公告第868号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　形質変更時要届出区域の所在地

戸塚区秋葉町字廣町444番の1の一部

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、シス－1，2－ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

横浜市公告第869号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　形質変更時要届出区域の所在地

戸塚区柏尾町字土婦100番の1及び字中土婦201番の1の各一部

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

横浜市公告第870号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第2項の規定に基づき、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定（平成26年5月横浜市公告第346号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　解除する条例形質変更時要届出区域の所在地
　金沢区昭和町3,175番の1の一部
2　土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
3　土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
4　講じられた汚染の除去等の措置
　基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第871号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
矢口台公園	中区矢口台91番の5	別図のとおり 225㎡	立入禁止	平成26年12月5日から平成27年3月14日まで
上白根長坂第二公園	旭区上白根三丁目27番	別図のとおり 181㎡	立入禁止	平成26年12月5日から平成27年2月27日まで
上白根長坂第四公園	旭区上白根三丁目29番	別図のとおり 505㎡	立入禁止	平成26年12月15日から平成27年2月27日まで
二俣川二丁目公園	旭区二俣川2丁目32番の93	別図のとおり 822㎡	立入禁止	平成26年12月5日から平成27年2月27日まで
二俣川二丁目第三公園	旭区二俣川2丁目31番の10	別図のとおり 359㎡	立入禁止	平成26年12月5日から平成27年2月27日まで
不動丸第二公園	旭区白根六丁目19番	別図のとおり 177㎡	立入禁止	平成26年12月15日から平成27年2月27日まで
万騎が原中公園	旭区万騎が原147番の26	別図のとおり 432㎡	立入禁止	平成26年12月5日から平成27年2月27日まで

カゼ場公園	金沢区並木一丁目12番	別図のとおり 2,000 ㎡	立入禁止	平成26年12月15日から平成27年３月31日まで

別図（省略）

横浜市公告第 872 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30464	児玉住設	児玉淳一	旭区上白根二丁目31番2号
30465	興生株式会社	中田昭生	港北区高田西三丁目35番7号
30466	日本総合設備株式会社	西部康之	神奈川県足柄上郡山北町岸 1,942 番地の11
30467	株式会社大渕住設	大渕正夫	川崎市高津区子母口717番地
30468	有限会社山口設備	山口英樹	茅ヶ崎市柳島2丁目9番12号
30469	株式会社富士燃	井上啓嗣	横須賀市佐野町5丁目11番地

2　指定年月日

平成26年12月1日

横浜市公告第873号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
平成26年3月16日	11416	(新)株式会社ハギワラ	萩原明人	相模原市南区当麻41番地
		(旧)萩原造園土木株式会社		

横浜市公告第874号

横浜国際港都建設公園事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設公園事業に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　施行者の名称

横浜市

2　都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業

7・3・102号二ツ池公園

3　事業施行期間

平成26年11月11日から平成29年3月31日まで

4　事業地の所在

鶴見区駒岡一丁目及び獅子ケ谷一丁目地内

5　縦覧場所

中区相生町3丁目56番地の1

横浜市建築局企画部都市計画課

中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第875号

横浜国際港都建設公園事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設公園事業に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　施行者の名称

横浜市

2　都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業

7・2・801号金沢八景西公園

3　事業施行期間

平成26年11月11日から平成30年3月31日まで

4　事業地の所在

金沢区瀬戸地内

5　縦覧場所

中区相生町3丁目56番地の1

横浜市建築局企画部都市計画課

中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課

横浜市公告第876号

横浜国際港都建設公園事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設公園事業に係る認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業

7・3・102号二ツ池公園

2　施行者の名称

横浜市

3　事務所の所在地

中区港町1丁目1番地

4　事業地の所在

鶴見区駒岡一丁目及び獅子ケ谷一丁目地内

横浜市公告第877号

横浜国際港都建設公園事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設公園事業に係る認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業

7・2・801号金沢八景西公園

2　施行者の名称

横浜市

3　事務所の所在地

中区港町1丁目1番地

4　事業地の所在

金沢区瀬戸地内

横浜市公告第878号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成25年7月25日第25開1706号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

緑区長津田町5,814番地の5

株式会社さくら建設

代表取締役　大須賀　幹雄

3　開発区域に含まれる地域の名称

青葉区大場町213番の1、213番の7から213番の9まで、214番の1及び214番の9

横浜市公告第879号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成25年7月31日第25開605号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

港南区日野九丁目26番2号

有限会社ネットコミュニケーションズ

代表取締役　佐々部　宣宏

3　開発区域に含まれる地域の名称

港南区港南三丁目1,596番の1及び1,596番の3

横浜市公告第880号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成25年12月25日第25開818号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

中区本町4丁目40番地

株式会社大藤不動産

代表取締役　戸熊敦哉

3　開発区域に含まれる地域の名称

旭区善部町1番の10の一部、1番の11から1番の35まで、1番の36の一部、5番の51、6番の9及び161番の25の一部並びに南希望が丘143番の1の一部

横浜市公告第881号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成26年1月30日第25開113号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字用土5,456番地

株式会社ベルク

代表取締役社長　大島孝之

3　開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区元宮二丁目769番の19、769番の20及び769番の24から769番の26まで

横浜市公告第882号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成26年3月5日第25開508号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見3丁目6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役　山本重穂

3　開発区域に含まれる地域の名称

南区六ツ川三丁目62番の84、62番の104、62番の105、64番の37の一部、66番の6の一部、66番の8及び66番の10

横浜市公告第883号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成26年6月6日第26開1603号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

泉区和泉町3,141番地

山村英二

泉区中田西一丁目11番2号

社会福祉法人開く会

理事長　鈴木正明

3　開発区域に含まれる地域の名称

泉区和泉町1,009番の6、1,010番の1、1,011番の1、1,011番の3の一部及び1,011番の5

横浜市公告第884号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成26年8月8日第26開106号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

ナイスホーム株式会社

代表取締役社長　勝間田　清　敏

3　開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区獅子ケ谷一丁目1,082番の28及び1,082番の94から1,082番の105まで

横浜市公告第885号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　開発許可年月日及び許可番号

平成26年8月28日第26開903号

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川区鶴屋町1丁目7番地の12

株式会社ハウスプラン

代表取締役　鈴木賢広

3　開発区域に含まれる地域の名称

磯子区岡村四丁目800番の18の一部及び800番の40

横浜市公告第886号

建築基準法に基づく道路の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を、次のとおり指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

道路の番号及び路線名	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	指定の場所		備考
				起点	終点	
横浜国際港都建設計画二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業市道四季美台275号線	平成26年11月19日	m 6.0 ないし 9.0	m 約80	旭区二俣川2丁目	旭区二俣川2丁目	
横浜国際港都建設計画二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業区画街路1号線	平成26年11月19日	8.0 ないし 9.0	約50	旭区二俣川2丁目	旭区二俣川2丁目	
横浜国際港都建設計画道路3・4・12号鴨居上飯田線	平成26年11月19日	18.0	約300	旭区二俣川2丁目	旭区二俣川2丁目	

横浜市公告第887号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　指定番号

第26・9・3号

2　指定年月日

平成26年11月26日

3　道路の幅員

4.50 m

4　道路の延長

24.90 m

5　指定の場所

磯子区丸山二丁目131番の138

6　申請者の氏名

株式会社サンプラン

代表取締役　牧田勝巳

横浜市公告第888号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　指定番号

第26・17・5号

2　指定年月日

平成26年11月26日

3　道路の幅員

5.50m

4　道路の延長

19.94m

5　指定の場所

青葉区荏田北二丁目2番の2

6　申請者の氏名

株式会社ハウスプラン

代表取締役　鈴木賢広

横浜市公告第889号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　一部廃止する道路の指定番号

第38・121号

2　廃止年月日

平成26年11月14日

3　廃止部分の道路の幅員

6.50 m

4　廃止部分の道路の延長

39.05 m

5　廃止の場所

旭区笹野台三丁目196番の66地先から199番の1地先まで

横浜市公告第890号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　一部廃止する道路の指定番号

第41・104号

2　廃止年月日

平成26年11月19日

3　廃止部分の道路の幅員

4.50 m

4　廃止部分の道路の延長

74.67 m

5　廃止の場所

旭区中沢一丁目56番の58地先から56番の71地先まで

横浜市公告第891号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　一部廃止する道路の指定番号

第39・92号

2　廃止年月日

平成26年11月19日

3　廃止部分の道路の幅員

4.50 m

4　廃止部分の道路の延長

168.75 m

5　廃止の場所

栄区若竹町297番の69地先から349番の4地先まで及び382番の2地先から385番の10地先まで

横浜市公告第892号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部建築情報課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

横浜市長　林　文子

1　一部廃止する道路の指定番号

第38・63号

2　廃止年月日

平成26年11月18日

3　廃止部分の道路の幅員

4.50m及び5.00m

4　廃止部分の道路の延長

122.80m

5　廃止の場所

瀬谷区阿久和西一丁目33番の4地先から阿久和西三丁目1番の27地先まで並びに阿久和西一丁目35番の5地先から41番の5地先まで及び35番の8地先から36番の6地先まで

達

達第25号

庁中一般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程（平成19年３月達第13号）の一部を次のように改正する。

平成26年12月５日

横浜市長　林　　文　子

別表２及び３中、生活衛生課の部、事案の欄、薬事法に関する事務の項の事案名「薬事法に関する事務」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務」に改める。

同部、センター長専決事項の欄薬事法に関する事務の項第16号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同欄同項第17号中「第７条第３項ただし書」の次に「（法第17条第４項において準用する場合を含む。）」を、「別表第53項第３号」の次に「及び第７号」を、「薬局」の次に「、薬局製造販売医薬品の製造」を加え、同欄同項第20号中「別表第53項第11号」を「別表第53項第13号」に改め、同欄同項第21号中「別表第53項第12号及び第13号」を「別表第53項第14号及び第15号」に改め、同欄同項第24号中「別表第53項第14号」を「別表第53項第16号」に改め、同欄同項第26号中「別表第53項第15号及び第16号」を「別表第53項第17号及び第18号」に改め、同欄同項第27号中「別表第53項第17号」を「別表第53項第19号」に改め、同欄同項第29号中「別表第53項第18号」を「別表第53項第20号」に改め、同欄同項第30号中「別表第53項第19号」を「別表第53項第21号」に改め、同欄同項第31号中「賃貸業」を「貸与業」に改める。

同部、課長専決事項の欄薬事法に関する事務の項第23号中「第８号及び第９号」を「第９号及び第10号」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄同項第27号中「法第77条の４の３」を「法第68条の11」に「医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同欄同項第28条を削り、同欄同項第29号中「政令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第１条の４、第１条の５第１項、第１条の６第１項及び第３項、第１条の７、」に、「別表第53項第21号から第25号まで」を「別表第53項第22号から第26号まで」に改め、同号を同項第28号とし、同欄同項第30号中「政令」の次に「第１条の８、」を加え、「別表第53項第26号」を「別表第53項第27号」に改め、同号を同項第29号とし、同号の次に次の

１号を加える。

(30)　政令第２条の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関すること。

同欄同項第31号中「別表第53項第７号」を「別表第53項第８号」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄同項第32号中「別表第53項第10号及び第20号」を「別表第53項第11号及び第12号」に改め、同欄同項第33号中「別表第53項第27号及び第28号」を「別表第53項第28号及び第29号」に、「省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）」に改め、同号の次に次の２号を加える。

(33)の２　特例条例別表第53項第30号の規定による医薬品の区分の変更の届出の受理に関すること。

(33)の３　特例条例別表第53項第31号の規定による相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先等の変更の届出の受理に関すること。

同欄同項第37号中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

同部、説明の欄薬事法に関する事務の項第３号中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附　則

この達は、公布の日から施行する。

区告示

緑区告示第2号（平成26年11月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、後谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年11月19日

横浜市緑区長　名取　正彦

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	篠崎孝義 緑区長津田みなみ台七丁目28番地の6	山田賢治 緑区長津田みなみ台七丁目23番地の4

緑区告示第3号（平成26年11月19日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、白山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年11月19日

横浜市緑区長　名取　正彦

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	浜田　茂 緑区白山二丁目34番2号	三田　修 緑区白山二丁目52番9号

水道局

水道局公告第6号

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定した。

平成26年12月5日

横浜市水道事業管理者
水道局長　土井一成

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地	指定年月日
2687	株式会社広伸ホーム	廣瀬稔	神奈川区子安通1丁目110番地	平成26年7月1日
2688	ライフホーム株式会社	加藤英四郎	港北区新羽町2,830番地	平成26年7月7日
2689	株式会社フロンティア設備	竹松和也	藤沢市菖蒲沢1,192番地の21	平成26年7月7日
2690	リュウプランニング	普天間竜一	瀬谷区橋戸二丁目23番地	平成26年7月8日
2691	株式会社新木工業	佐々木宏	相模原市南区新磯野127番地	平成26年7月8日
2692	フジサンライズ株式会社	伊藤秀明	保土ケ谷区新井町301番地の1	平成26年7月8日
2693	久保田水道設備工業	久保田次郎	瀬谷区相沢二丁目27番地の16	平成26年7月14日
2694	マコト総建株式会社	長谷川誠一	綾瀬市大上6丁目20番14号	平成26年7月14日
2695	株式会社エムズジャパン	原岡誠	泉区和泉町6,616番地の3	平成26年7月22日
2696	興生株式会社	中田昭生	港北区高田西三丁目35番7号	平成26年7月28日
2697	株式会社トップランドコーポレーション	西野博信	金沢区福浦二丁目15番地の21	平成26年7月29日
2698	新生設計	岡戸京子	瀬谷区二ツ橋町210番地の1	平成26年7月31日
2699	株式会社アクアライフ・サポート	原田振一郎	横須賀市池田町3丁目7番15号	平成26年7月31日
2700	株式会社富士燃	井上啓嗣	横須賀市佐野町5丁目11番地	平成26年8月11日
2701	山﨑水道建設株式会社	山﨑彰	相模原市中央区上溝4丁目12番17号	平成26年8月11日

2702	株式会社エス・ビー・シー	阿部日出彦	埼玉県川口市本町２丁目２番15号	平成26年８月11日
2703	有限会社富士燃料商会	川邊哲哉	戸塚区原宿三丁目58番15号	平成26年８月11日
2704	日本総合設備株式会社	西部康之	神奈川県足柄上郡山北町岸1,942番地の11	平成26年８月21日
2705	株式会社シンケイ	中村慎吾	相模原市中央区矢部１丁目23番17号	平成26年８月22日
2706	イズミ工業	八木周太	藤沢市辻堂元町５丁目17番７号	平成26年８月22日
2707	株式会社サニコン	西賢太郎	堺市北区百舌鳥陵南町３丁345番地	平成26年９月２日
2708	エコア住設	相澤一雄	都筑区南山田二丁目36番６－205号	平成26年９月11日
2709	有限会社山口設備	山口英樹	茅ヶ崎市柳島２丁目９番12号	平成26年９月11日
2710	株式会社エグゼ	持田誠人	東京都台東区東上野３丁目15番２号	平成26年９月18日
2711	株式会社ＷＥＳＴ ＲＯＣＫウォーターワークス	上野秀行	東京都大田区西六郷２丁目49番２号	平成26年９月18日
2712	株式会社中野水土工業所	岡谷愛子	奈良県大和高田市西三倉堂２丁目１番７号	平成26年９月18日
2713	Ｒｅ：ｗｏｒｋｓ	小宮山春樹	泉区新橋町1,409番地の25	平成26年９月18日
2714	株式会社国昇	国本憲治	東京都町田市金森７丁目７番11－106号	平成26年９月25日
2715	有限会社ウォーターワークス笹野	笹野真吾	相模原市緑区大島1,229番地の31	平成26年９月25日
2716	株式会社オプシンク	太田浩治	東京都渋谷区神泉町11番９号	平成26年９月25日

交 通 局

横浜市交通局企業職員就業規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 26 年 12 月 5 日

横浜市交通事業管理者
交通局長　二　見　良　之

交通局規程第 19 号

横浜市交通局企業職員就業規程等の一部を改正する規程

（横浜市交通局企業職員就業規程の一部改正）

第１条　横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年７月交通局規程第８号）の一部を次のように改正する。

第51条の２第２項に次のただし書を加える。

ただし、同条例第10条中「人事委員会規則」とあるのを「企業管理規程」と読み替えるものとする。

第51条の３第２項ただし書中「「横浜市交通局企業職員就業規程第45条第３号」と」の次に「、同条例第９条中「人事委員会規則」とあるのを「企業管理規程」と」を加える。

第１号様式注第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

１　特別の必要がある場合は、様式を適宜修正して使用することができる。

（横浜市交通局企業職員の給料に関する規程の一部改正）

第２条　横浜市交通局企業職員の給料に関する規程（昭和62年３月交通局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第12条中「号給の号数にそのその」を「号給の号数にその」に改める。

（横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の一部改正）

第３条　横浜市交通局企業職員の手当に関する規程（昭和37年５月交通局規程第９号）の一部を次のように改正する。

第14条の２第２項中「100分の12」を「100分の12.26」に改める。

第20条第１項第１号中「勤務時間規程第８条」を「横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年７月交通局規程第８号）第29条」に改める。

第22条第１項中「第５条第１項」を「第５条」に改める。

第25条中「第５条第１項」を「第５条」に、「額の合計額」を「勤務１時間あたり給与額」に改める。

第37条第２項第１号中「100分の67.5」を「100分の75」に、

「100分の66.5」を「100分の73.9」に、「100分の85.4」を「100分の92.8」に、「100分の83.8」を「100分の91.7」に、「100分の82.4」を「100分の90.1」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

（横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部改正）

第4条　横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程（平成19年9月交通局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「管理者」を「交通事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第2項第2号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同項第3号中「6,500円」を「7,100円」に改め、同項第4号中「8,900円」を「10,000円」に改め、同項第5号中「11,300円」を「12,900円」に改め、同項第6号中「13,700円」を「15,800円」に改め、同項第7号中「16,100円」を「18,700円」に改め、同項第8号中「18,500円」を「21,600円」に改め、同項第9号中「20,900円」を「24,400円」に改め、同項第10号中「21,800円」を「26,200円」に改め、同項第11号中「22,700円」を「28,000円」に改め、同項第12号中「23,600円」を「29,800円」に改め、同項第13号中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第9条第2項中「交通事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

（横浜市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除等の手続に関する規程の一部改正）

第5条　横浜市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除等の手続に関する規程（昭和51年3月交通局規程第2号）の規定の一部を次のように改正する。

第1号様式注意第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1　特別の必要がある場合は、様式を適宜修正して使用することができる。

第2号様式注意第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1　特別の必要がある場合は、様式を適宜修正して使用することができる。

第3号様式注意第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1　特別の必要がある場合は、様式を適宜修正して使用することができる。

第4号様式注意第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同

号の前に次の1号を加える。

1　特別の必要がある場合は、様式を適宜修正して使用することができる。

（横浜市交通局事務決裁規程の一部改正）

第6条　横浜市交通局事務決裁規程（昭和49年2月交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3第5項第6号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は公布の日から施行する。ただし、第3条の規定による改正後の横浜市交通局企業職員の手当に関する規程（以下「新手当規程」という。）第14条の2の規定及び第4条の規定による改正後の横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程（以下「新通勤手当規程」という。）第4条の規定は平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2　この規程による改正前の横浜市交通局企業職員就業規程、横浜市交通局企業職員の職務に専念する義務の免除等の手続に関する規程の規定により作成されている様式については、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（平成26年12月1日に在職する職員に対して支給する勤勉手当に関する特例措置）

3　平成26年12月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して同月に支給する勤勉手当に関する新手当規程第37条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の73.9」とあるのは「100分の81.3」と、「100分の92.8」とあるのは「100分の100.1」と、「100分の91.7」とあるのは「100分の99.0」と、「100分の90.1」とあるのは「100分の97.2」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払い）

4　新手当規程の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の横浜市交通局企業職員の手当に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、新手当規程の規定による給与の内払いとみなす。

（通勤手当の内払い）

5　新通勤手当規程の規定を適用する場合においては、第4条の規

定による改正前の横浜市交通局企業職員の通勤手当に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた通勤手当は、新通勤手当規程の規定による通勤手当の内払いとみなす。

正 誤

平成26年定期第 927 号61ページ上から11行目「ティーアールコーポレーション株式会社」は「株式会社ティーアールコーポレーション」の誤り。